

# 資料編

(太字は本誌、それ以外は付録CDに収録)

## 〈規程類〉

- 1-1 公認スポーツ指導者制度
- 1-2 公認スポーツ指導者登録規程、同細則
- 1-3 公認スポーツドクター設置要綱
- 1-4 全国スポーツ指導者連絡会議運営規則
- 1-5 アスレティックトレーナー連絡会議運営規則
- 1-6 スポーツドクター代表者協議会運営規則
- 1-7 公認スポーツ指導者等表彰要綱
- 1-8 公認スポーツ指導者処分基準

## 〈作成物〉

- 2-1 スポーツ指導者育成事業推進プラン2013
- 2-2 これからのスポーツ指導者育成事業の推進方策(2004年)
- 2-3 21世紀のスポーツ指導者～望ましいスポーツ指導者とは～(2003年)
- 2-4 スポーツ指導者のための倫理ガイドライン(2013年)
- 2-5 学校運動部活動指導者の実態に関する調査(概要版)(2014年)
- 2-6 公認スポーツ指導者実態調査報告書(2010年3月)
- 2-7 公認スポーツ指導者リーフレット
- 2-8 公認スポーツ指導者ポスター

## 〈宣言〉

- 3-1 スポーツ宣言日本(2011年)
- 3-2 スポーツ界における暴力行為根絶宣言(2013年)

## 〈資料〉

- 4-1 登録公認スポーツ指導者数推移
- 4-2 文部大臣認定「スポーツ指導者の知識・技能審査事業」事業認定団体一覧
- 4-3 歴代指導者育成担当委員会委員名簿
- 4-4 歴代指導者等表彰受賞者名簿
- 4-5 指導者育成30年を振り返って  
(平成7年度第2回全国スポーツ指導者連絡会議パネルディスカッション)
- 4-6 公認スポーツ指導者海外研修派遣団員名簿
- 4-7 公認スポーツ指導者全国研修会テーマ一覧

## 公認スポーツ指導者制度

◎創設時(1977年)

### 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度

国民スポーツ振興と競技力向上にあたる「スポーツ指導者」の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は加盟競技団体ならびに加盟地方団体と一致して「(財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

#### 1. 目的

本制度は次の事項の実現をはかることを目的とする。

- 1) 各スポーツの特性に対応した指導体制を確立する。
- 2) 多様なスポーツ活動に対応した指導者を、一貫した育成システムによりその資質と指導力の向上をはかる。
- 3) 指導者の各組織内における位置づけと、指導技能や指導能力に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
- 4) 競技別および地域別に指導者の組織的関係をすすめ活動促進をはかる。
- 5) 現行のスポーツ指導者育成事業は発展的に本制度に組み入れ、計画的に育成をはかる。

#### 2. 指導者の種類と役割

本会が育成し、公認するスポーツ指導者は次の分類による。

##### 1) スポーツ指導員(Instructor)

主として地域におけるスポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、導入的かつ基礎的なスポーツ技術の指導や、一般的な身体活動の指導を行ない、かつ活動組織の育成・指導にあたる者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応する基礎的知識と指導技能を身につけ、一応の指導経験を有する者。

##### 2) コーチ

- ① コーチ(Coach)

スポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導にあたる者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応する専門的な知識と指導技能を身につけ、相当な指導経験を有する者。

##### ② 上級コーチ(Senior Coach)

スポーツ活動を実践しているグループやクラブを対象に、スポーツ技術の専門的指導とスポーツ指導員等の育成・指導にあたるとともに、新たな技術の研究開発や高度な技術指導も行ない得る者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力および当該スポーツの特性に対応する専門的知識と高度な指導技能を身につけ、相当な競技経験と指導経験を有する者。

##### 3) トレーナー(Trainer)

身体活動およびスポーツ活動を実践している人の体力トレーニング、コンディショニングを専門に指導する者。

指導対象者の性、年齢、経験、運動能力に対応するトレーニング法の理論と実践、救急法、テーピング、マッサージ、健康管理などの知識と技能を身につけ指導経験を有する者。

#### 3. 指導者の育成

前項のスポーツ指導員の資質と指導力の向上をはかるため、次の育成コースを設けて育成講習を実施し、その修了者に資格認定を行なう。

- 1) スポーツ指導員育成コース(都道府県講習会)

都道府県体育協会と都道府県競技団体が一致して講習会を実施する。

## 2) コーチ育成コース(中央講習会)

- ① コーチ育成コース
- ② 上級コーチ育成コース

両コースとも、本会と競技団体が一致して講習会を実施する。

## 3) トレーナー育成コース(ブロック・中央講習会)

本会が実施する。

前記の各育成コースは、別に定める教科項目を基準に共通教科と専門教科から編成され、各教科とも単位制とし段階を追って履修できる。

## 4. 指導者の登録

前項で育成された「スポーツ指導者」は、組織的に指導体制を整備するため、別に定める登録規定により本会ならびに加盟団体へ登録を行なう。

## 5. 指導者の組織と活動

公認スポーツ指導者や所属するグループ、クラブ、団体など、組織の育成や活動を促進するためスポーツ指導者協議会を組織する。

### 1) 組織の原則

本会が認定し、登録したすべての指導者による自主的な、指導者自身の組織とする。

### 2) 組織の形態

- ① スポーツクラブ指導者連絡会議

各活動単位としてのスポーツ組織に所属する指導者が、施設の共用などを基盤に参画範囲を定めて連絡会議を構成し、当該スポーツ組織の活動を促進するため連絡協調をはかる。

- ② 市区町村スポーツ指導者協議会

各スポーツ組織で活動する各種指導者により協議会を組織し、地域内の指導者の連係と指導者バンクの設置などにより、地域住民の要請に応える体勢を整備する。

- ③ 都道府県スポーツ指導者協議会

各市町村スポーツ指導者協議会の代表と競技別指導者の代表により協議会を組織し、地域の特性に即した指導活動の方策を協議し、その促進をは

かるとともに、県内指導者の把握と指導者バンクを設置し、市区町村バンクの活動を援助する。

- ④ 競技別スポーツ指導者協議会

競技別スポーツ指導者の各都道府県協議会、および各都道府県協議会の代表により全国協議会を組織し、競技特性に即した技術の開発、研究、指導法の研究を行ない、競技別性能の向上をはかる方策を協議し、その徹底につとめる。

- ⑤ 全国スポーツ指導者連絡会議

各都道府県スポーツ指導者協議会の代表と競技別スポーツ指導者協議会の代表により連絡会議を組織し、団体相互の連携を密にして、地域におけるスポーツ活動の振興と競技別技能の向上をはかる方策を協議し、その徹底につとめる。

### 3) 組織の機能

各組織の役割の他に次の機能を備える。

- ① 指導者の資質向上をはかる研修会等を開催する。
- ② 各種情報交換や広報活動を行なう。
- ③ 指導者相互の連絡協調。
- ④ 本会ならびに関係団体への協力。

## 6. 指導者の育成ならびに資格認定に関する暫定措置

本会が育成し資格認定した既存の有資格者については、今後の積極的な活用をはかるため新制度への移行の優先措置を講じる。また、当分の間、3項で定めた資格認定に関して、当該競技団体との協議により必要な暫定措置を講じる。

なお、上記移行措置および暫定措置は別に定める。

## 付則

本制度は昭和52年4月1日から実施する。ただし、本制度の制定を前提に、昭和51年度中に本会との共催で実施された下記競技別指導者養成中央講習会(上級コーチ育成コース)は、実施の期日にかかわらず適用される。サッカー、レスリング、卓球、バレーボール、バスケットボール、水泳。

◎文部大臣事業制定時(1989年)

## 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度(改訂)

(趣旨)

1. 国民スポーツ振興と競争力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は加盟団体と一体となって「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

(目的)

2. この制度は次の事項の達成をはかることを目的とする。
  - (1) 各種競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立する。
  - (2) 多様なスポーツ活動に対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
  - (3) 指導者の各組織内における位置づけと、役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
  - (4) 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的連携をすすめ活動促進をはかること。

(指導者の種類と役割)

3. 本会が養成し公認するスポーツ指導者の種類と役割は次のとおりとする。
  - (1) 競技別指導者
    - イ) 地域スポーツ指導者
      - a. C級スポーツ指導員  
地域のスポーツクラブやスポーツ教室における競技別の基礎的、導入的な技術指導等にあたる者。
      - b. B級スポーツ指導員  
地域のスポーツクラブの育成、運営の指導と、競技別スポーツ技術の専門的指導およびスポーツ大会等諸行事の企画、運営等にあたる者。
      - c. A級スポーツ指導員  
地域スポーツ組織の育成、運営の指導助言と、C級スポーツ指導員の育成・指導等にあたる者。
    - ロ) 競技力向上指導者
      - a. C級コーチ  
競技別スポーツ技術についての基礎的、専門的指導と活動組織の育成指導等にあたる者。

b. B級コーチ

競技別スポーツ技術の専門的指導と活動組織の育成・指導および選手の特性に合った競技力向上の指導等にあたる者。

c. A級コーチ

新たな技術の研究開発と高度な技術指導、諸外国の競技力の分析と新たな戦術、戦法の研究開発、C級コーチの育成・指導等にあたる者。

ハ) マスターコーチ

当該競技において指導者として資質・能力が特に優れ競技別指導者の育成・指導等にあたる者。かつ年齢50歳以上の者。

(2) スポーツドクター

スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる者。

(3) トレーナー

スポーツドクターとの協力のもとに選手の健康管理、トレーニングの調整、スポーツ外傷、障害の応急処置、リハビリテーション等にあたる者。

およびスポーツ活動を実践している人に対する体力トレーニング、コンディショニング等の指導にあたる者。

(4) スポーツ少年団指導者

イ) 指導員

単位団の育成・指導にあたるとともに、団内における育成母集団をはじめ組織の強化等にあたる者。

ロ) 育成指導員

都道府県、市区町村スポーツ少年団組織の育成、スポーツ少年団の普及と活動の促進および指導員の育成指導等にあたる者。

(5) 体力テスト員

イ) 体力テスト判定員

体力テストの実施と普及および実施結果の判定にあたる者。

ロ) 体力テスト指導員

都道府県内における体力テストの普及と企画に参画するとともに、体力テスト判定員の養成にあたる者。

(指導者の養成)

4. 前項に定める各種スポーツ指導者を養成するため別に定める教科科目に基づき次の講習会を実施する。
- (1) C級スポーツ指導員養成講習会  
イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「地域スポーツ指導者初級養成講習会」として実施する。  
ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
- (2) B級スポーツ指導員養成講習会  
イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「地域スポーツ指導者中級養成講習会」として実施する。  
ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
- (3) A級スポーツ指導員養成講習会  
イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「地域スポーツ指導者上級養成講習会」として実施する。  
ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
- (4) C級コーチ養成講習会  
イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「競技力向上指導者初級養成講習会」として実施する。  
ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
- (5) B級コーチ養成講習会  
イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「競技力向上指導者中級養成講習会」として実施する。  
ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
- (6) A級コーチ養成講習会  
イ) 国の社会体育指導者知識・技能審査認定事業「競技力向上指導者上級養成講習会」として実施する。  
ロ) 本会と本会加盟競技団体の共催とする。
- (7) スポーツドクター養成講習会  
イ) 本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。
- (8) トレーナー養成講習会  
イ) 本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。
- (9) スポーツ少年団指導者養成講習会  
イ) 都道府県ごとに実施する。  
ロ) 本会(日本スポーツ少年団)と開催地都道府県体育協会(都道府県スポーツ少年団)との共催で実施する。
- (10) スポーツ少年団育成指導員養成講習会  
イ) 本会(日本スポーツ少年団)が実施する。
- (11) 体力テスト判定員養成講習会  
イ) 本会または、都道府県体育協会が実施する。
- (12) 体力テスト指導員養成講習会  
イ) 本会が実施する。
- (13) 前各号の指導者養成にかかる講習会の運営方法、受講資格、教科内容、審査等細目については別に定める。
- (指導者の登録・認定)
5. 前項で養成されたスポーツ指導者の認定は別に定める登録規定により、登録した者を対象とする。(スポーツ指導者協議会)
6. 本会は次のスポーツ指導者協議会を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策等について協議する。  
(1) 競技別スポーツ指導者協議会全国会議  
(2) 全国公認スポーツドクター協議会  
(3) 日本スポーツ少年団指導者協議会  
(4) その他本会が必要と認めたもの  
上記各号については、協議会ごとに別に定める。
7. 前項、各号の代表をもって「各協議会代表者会議」を構成し、相互の連携を密にして、活動の促進方策等について協議する。(移行措置および暫定措置)
8. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者のうち、スポーツドクター、スポーツ少年団指導員、育成指導員、体力テスト員については、施行日において自動的にこの制度に移行したものとみなす。
9. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者のうち、旧スポーツ指導者制度(昭和52年4月1日施行)によるスポーツ指導員、コーチ、上級コーチについては、この制度の競技別指導者への優先的移行措置を講ずる。  
また旧スポーツ指導者制度施行以前に養成され資格認定を受けたスポーツトレーナー1・2級についても同様とする。ただしこの優先的移行措置は、当該中央競技団体が国の事業認定団体となった日から原則として5年間に限るものとし、この期間中は本会公認スポーツ指導者資格の保全措置を講ずる。  
なお、旧制度により修了し、未登録となっている者については、この制度施行日から1年間限り保全措置を講じることとし、この期間中登録行為のない場合、その権利は自動的に消滅する。
10. 前項およびその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。(付則)  
この制度改訂は昭和63年8月24日から施行する。

◎平成17年改訂時(2005年)

## 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度

〈趣旨〉

1. 国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導體制を確立するため、本会は、加盟団体と一体となって「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

〈目的〉

2. この制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
  - (1) 各競技別スポーツの普及発展に即応する指導體制を確立すること。
  - (2) 多様なスポーツニーズに対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
  - (3) 指導者の各組織内における位置づけと役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保する。
  - (4) 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的関係をすすめ、活動促進をはかること。

〈指導者の種類と役割〉

3. 本会が公認するスポーツ指導者の種類と役割は、次のとおりとする。
  - (1) スポーツリーダー
 

地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者。
  - (2) 競技別指導者
    - ア. 指導員
 

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた競技別の技術指導等にあたる者。
    - イ. 上級指導員
 

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、年齢、競技レベルに応じた競技別の技術指導にあたりるとともに、事業計画の立案など

クラブ内指導者の中心的な役割を担う者。

- ウ. コーチ
 

地域において、競技者育成のための指導にあたる者。
- エ. 上級コーチ
 

ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる者。
- オ. 教師
 

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、個々人の年齢、性別、技術レベルやニーズに合わせたサービスを提供する者。
- カ. 上級教師
 

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、各種事業計画の立案、地域スポーツ経営のためのコンサルティングなどに関する中心的役割を担う者。
- (3) スポーツドクター
 

スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防研究等にあたる者。
- (4) アスレティックトレーナー
 

スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、障害予防、スポーツ外傷・障害の応急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者。
- (5) フィットネストレーナー
 

商業スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を職業として行う者。
- (6) スポーツプログラマー
 

地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者。

(7) ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う者。

〈指導者の養成〉

4. 本会が公認するスポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) スポーツリーダー養成講習会

本会又は本会加盟団体が実施するが、地方公共団体等でも実施することができる。

(2) 競技別指導者養成講習会

本会と本会加盟競技団体等の共催で実施する。

(3) スポーツドクター養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(4) アスレティックトレーナー養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(5) スポーツプログラマー養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(6) ジュニアスポーツ指導員養成講習会

本会が実施する。

(7) 前各号の指導者養成にかかる講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、審査等細目については、別に定める。

〈指導者の登録・認定〉

5. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

(1) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録した者を対象とする。

(2) 登録指導者は、本会と本会加盟団体の組織内指導者とする。

〈マスター称号の付与〉

6. 指導者として資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として下記により推薦のあった者に対し、指導者育成専門委員会の審

査を経て、マスターの称号を付与する。

(1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成・指導等にあたる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者。

(2) アスレティックトレーナーの指導・育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、本会が推薦する者。

〈指導者の権利〉

7. 公認スポーツ指導者には、下記に掲げる権利を与える。

(1) 本会が発行する指導者向け情報誌及び指導者必携書の購読

(2) 本会及び本会加盟団体が実施する研修事業等への参加資格

(3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入資格

(4) 公認スポーツ指導者ブレザー等公式需品の購入資格

〈指導者協議会〉

8. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策などについて協議する。

(1) 全国スポーツ指導者連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に、各都道府県スポーツ指導者協議会の代表と各中央競技団体の指導者養成部門の代表が出席し、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため、公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議する。

(2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育協会の指導者育成に関する委員会の下に、各都道府県内の公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進をはかるとともに、県内の市区町村別・競技別の組織化を推進する。

(3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

本会指導者育成専門委員会の下に、各都道府県体育協会のスポーツドクターの代表及び各中央競技団体のスポーツドクターの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等をはかる。

(4) 全国公認アスレティックトレーナー連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に、中央競技団体、都道府県体育協会、プロスポーツ団体及び本会に所属する公認アスレティックトレーナーの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等をはかる。

(5) その他

上記各号については、それぞれ別に定める。

〈指導者の活動促進〉

9. 公認スポーツ指導者の活動促進をはかるため、本会は、加盟団体と一体となって、各種活動促進方策の推進に努める。

〈移行措置および暫定措置〉

10. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者については、平成17年10月1日にお

いて自動的にこの制度に移行するものとする。

11. 前項及びその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。

〈附則〉

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度改訂は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度改訂は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度改訂は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度改訂は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度改訂は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度改訂は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度改訂は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度改訂は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度改訂は、平成17年4月1日から施行する。



## 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度

### 〈趣旨〉

1. 国民スポーツ振興と競技力向上にあたる各種スポーツ指導者の資質と指導力の向上をはかり、指導活動の促進と指導体制を確立するため、本会は、加盟団体等と一体となって「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」を制定する。

### 〈目的〉

2. この制度は、次の事項の達成をはかることを目的とする。
  - (1) 各競技別スポーツの普及発展に即応する指導体制を確立すること。
  - (2) 多様なスポーツニーズに対応した指導者を一貫したシステムにより養成し、その資質と指導力の向上をはかること。
  - (3) 指導者の各組織内における位置づけと役割に応じた資格認定を明確にし、社会的信頼を確保すること。
  - (4) 種類別、地域別、競技別に指導者の組織的連係をすすめ、活動促進をはかること。

### 〈指導者の種類と役割〉

3. 本会が公認するスポーツ指導者の種類と役割は、次のとおりとする。

#### (1) スポーツリーダー

地域におけるスポーツグループやサークルなどのリーダーとして、基礎的なスポーツ指導や運営にあたる者。

#### (2) 競技別指導者

##### ア. 指導員

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた競技別の技術指導等にあたる者。

##### イ. 上級指導員

地域のスポーツクラブやスポーツ教室などにおいて、年齢、競技レベルに応じた競技別の技術指導にあたるとともに、事業計画の立案などクラブ内指導者の中心的な役割を担う者。

##### ウ. コーチ

地域において、競技者育成のための指導にあたる者。

##### エ. 上級コーチ

ナショナルレベルのトレーニング拠点において、各年代で選抜された競技者の育成強化にあたる者。

##### オ. 教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、個々人の年齢、性別、技術レベルやニーズに合わせたサービスを提供する者。

##### カ. 上級教師

商業スポーツ施設等において、競技別の専門的指導者として質の高い技術指導を行うとともに、各種事業計画の立案、地域スポーツ経営のためのコンサルティングなどに関する中心的役割を担う者。

#### (3) スポーツドクター

スポーツマンの健康管理、スポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる者。

#### (4) スポーツデンティスト

歯科医師の立場からスポーツマンの健康管理、歯科口腔領域のスポーツ障害、スポーツ外傷の診断、治療、予防、研究等にあたる者。

#### (5) アスレティックトレーナー

スポーツドクター及びコーチとの緊密な協力のもとに、スポーツ選手の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及び体力トレーニング、コンディショニング等にあたる者。

#### (6) スポーツ栄養士

地域におけるスポーツ活動現場や都道府県レベルの競技者育成において、スポーツ栄養の知識を持つ専門家として、競技者の栄養・食事に関する専門的視点からの支援等、栄養サポートを行う者。

(7) フィットネストレーナー

商業スポーツ施設において、スポーツ活動を行う者に対する相談及び指導助言を行うとともに、各種トレーニングの基本的指導等を職業として行う者。

(8) スポーツプログラマー

地域スポーツクラブ等において、フィットネスの維持や向上のための指導・助言を行う者。

(9) ジュニアスポーツ指導員

地域スポーツクラブ等において、幼・少年期の子どもたちに遊びを通じた身体づくり、動きづくりの指導を行う者。

(10) マネジメント指導者

ア. アシスタントマネジャー

総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブ員が充実したクラブライフを送ることができるよう、クラブマネジャーを補佐し、クラブマネジメントの諸活動をサポートする者。

イ. クラブマネジャー

総合型地域スポーツクラブなどにおいて、クラブの経営資源を有効に活用し、クラブ会員が継続的に快適なクラブライフを送ることができるよう健全なマネジメントを行う。また、総合型地域スポーツクラブなどに必要なスタッフがそれぞれの役割に専念できるような環境を整備する者。

〈指導者の養成〉

4. 本会が公認するスポーツ指導者を養成するため、別に定めるカリキュラムに基づき、次の講習会を実施する。

(1) スポーツリーダー養成講習会

本会又は本会加盟団体等が実施する。

(2) 競技別指導者養成講習会

本会と本会加盟競技団体等の共催で実施する。

(3) スポーツドクター養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(4) スポーツデンティスト養成講習会

本会と日本歯科医師会の共催で実施する。

(5) アスレティックトレーナー養成講習会

本会が実施するが、必要に応じ関係団体を共催に加えることができる。

(6) スポーツ栄養士養成講習会

本会と日本栄養士の共催で実施する。

(7) スポーツプログラマー養成講習会

本会と日本体育施設協会の共催で実施する。

(8) ジュニアスポーツ指導員養成講習会

本会が実施する。

(9) マネジメント指導者養成講習会

本会又は本会加盟団体等が実施する。

(10) 前各号の指導者養成にかかる講習会の運営方法、受講資格、カリキュラム内容、講習・試験の免除、審査等細目については、別に定める。

(11) 講習・試験免除適応コース

別に定める講習・試験免除承認システムに基づき、本会が定めるカリキュラムと同等の教育課程を設定していると本会が承認した大学、専門学校、その他スポーツ関連団体を講習・試験免除適応コースとすることができる。

(12) スポーツ指導者養成コース

別に定める養成コース申請基準を満たすスポーツ関連団体等をスポーツ指導者養成コースとすることができる。

〈指導者の責務〉

5. 公認スポーツ指導者は次の責務を負う。

(1) スポーツ医・科学の知識を活かし、「スポーツを安全に、正しく、楽しく」指導し、「スポーツの本質的な楽しさ、素晴らしさ」を伝えること。

(2) スポーツを行う者や社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展すること。

(3) スポーツの力を望ましい社会の実現に活かすために努力すること。

(4) 公益財団法人日本体育協会倫理規程を遵守すること。

〈指導者の登録・認定・処分〉

6. 公認スポーツ指導者の認定は、次のとおりとする。

(1) 公認スポーツ指導者の認定は、別に定める登録規程により、登録した者を対象とする。

(2) 登録指導者は、本会と本会加盟団体の組織内指導者とする。

(3) 本会は、資格の認定を受けた者が前項第4号に違反したと認められたとき、別に定める基準により処分を行う。

〈マスター称号の付与〉

7. 指導者として資質・能力が特に優れ、当該領域の指導者の育成・指導等にあたる者として下記により推薦のあった者に対し、指導者育成専門委員会の審査を経て、マスターの称号を付与する。

- (1) 競技別指導者資格の各領域において、指導者の育成・指導等にあたる者として、別に定める基準に基づき、中央競技団体から推薦のあった者。
- (2) アスレティックトレーナーの指導・育成等にあたる者として、別に定める基準に基づき、本会が推薦する者。

〈指導者の権利〉

8. 公認スポーツ指導者には、下記に掲げる権利を与える。

- (1) 本会が発行する指導者向け情報誌及びスポーツ指導者手帳の購読
- (2) 本会及び本会加盟団体が実施する研修事業等への参加資格
- (3) 公認スポーツ指導者総合保険制度への加入資格
- (4) 公認スポーツ指導者公式制定品の購入・使用資格
- (5) 「指導者マイページ」のコンテンツ利用資格

〈指導者協議会〉

9. 公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的に、次のスポーツ指導者協議会等を設置し、それぞれの役割に応じた活動方策などについて協議する。

(1) 全国スポーツ指導者連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に設置し、各都道府県スポーツ指導者協議会の代表と各中央競技団体の指導者養成部門の代表が出席し、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため、公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進方策について協議する。

(2) 都道府県別スポーツ指導者協議会

都道府県体育協会の指導者育成に関する委員会の下に設置し、各都道府県内の公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進を図るとともに、県内の市区町

村別・競技別の組織化を推進する。

(3) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

本会指導者育成専門委員会の下に設置し、各都道府県体育協会のスポーツドクターの代表及び各中央競技団体のスポーツドクターの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る。

(4) アスレティックトレーナー連絡会議

本会指導者育成専門委員会の下に設置し、中央競技団体、都道府県体育協会、プロスポーツ団体及び本会に所属するアスレティックトレーナーの代表が出席し、相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る。

(5) その他

上記各号については、それぞれ別に定める。

〈指導者の活動促進〉

10. 公認スポーツ指導者の活動促進を図るため、本会は、加盟団体と一体となって、各種活動促進方策の推進に努める。

〈移行措置および暫定措置〉

11. この制度施行日以前に公認資格認定を受けたスポーツ指導者については、平成17年10月1日において自動的にこの制度に移行するものとする。

12. 前項及びその他の移行措置、暫定措置については、別に定める。

〈附則〉

1. この制度は、昭和63年8月24日から施行する。
2. この制度は、平成元年2月8日から施行する。
3. この制度は、平成4年9月14日から施行する。
4. この制度は、平成5年9月27日から施行する。
5. この制度は、平成6年7月5日から施行する。
6. この制度は、平成10年10月1日から施行する。
7. この制度は、平成11年6月8日から施行する。
8. この制度は、平成12年3月7日から施行する。
9. この制度は、平成12年10月20日から施行する。
10. この制度は、平成17年4月1日から施行する。
11. この制度は、平成17年7月13日から施行する。
12. この制度は、平成20年3月5日から施行する。
13. この制度は、平成23年4月1日から施行する。
14. この制度は、平成24年11月7日から施行する。
15. この制度は、平成26年7月23日から施行する。

## 公認スポーツ指導者登録規程、同細則

◎文部大臣事業認定時(1989年)

## 財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者登録規程

- 第1条 この規程は、財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)公認スポーツ指導者制度第5項に基づき、公認スポーツ指導者養成講習会修了者の登録・認定に関することについて定める。
- 第2条 登録は、本会公認スポーツ指導者制度第2項にのっとり、本会公認スポーツ指導者資格認定を目的とする。
- 第3条 登録は、本会が別に定める条件を満たした登録の対象者が、本会加盟団体を通じ、個人単位で申請する。
2. 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。
- 第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。
2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限内に本会あるいは当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
  3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。  
なお、正当な理由なく1年間以上更新を行わない場合は、登録の対象者としての資格を失う。
  4. スポーツ少年団指導者、体力テスト員については別に定める。
- 第5条 本会は、第3条の定めにより登録した者に対し、本会公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」を交付する。
- 第6条 資格の認定を受けた者が、本会公認スポーツ指導者としてふさわしくない行為があったと認められたときは、資格が取り消される。
- 第7条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。
- 附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

◎現行

## 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者登録規程

(総則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という。)公認スポーツ指導者制度第6項に基づき、公認スポーツ指導者養成講習会修了者の登録・認定に関することについて定める。

(目的)

第2条 登録は、本会公認スポーツ指導者制度第2項にのっとり、本会公認スポーツ指導者資格認定を目的とする。

(申請方法)

第3条 登録は、次の条件のいずれか一つを満たしたものが個人単位で申請する。

- (1) 公認スポーツ指導者養成講習会修了者
  - (2) 本会が承認した講習・試験免除適応コース及び講習会等を修了し、所定の検定試験に合格した者
  - (3) マスターに認定された者
2. 前項の登録にあたっては、別に定める登録料を納めるものとする。

(有効期限)

第4条 登録の有効期限は4年間とし、4年ごとに更新する。ただし、スポーツリーダー資格については、有効期限を設けないものとする。

2. 前項の更新にあたっては、資格有効期限が切れる6か月前までに本会又は当該中央競技団体の定める研修を受けなければならない。
3. 有効期限内に、更新を行わない場合には、公認スポーツ指導者資格を失う。ただし、本会が特に認めた場合は、期間を過ぎても登録することができる。

(認定証・登録証)

第5条 本会は、第3条の定めにより登録した者に対し、本会公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」を交付する。また、更新登録者に対しては、「登録証」を交付する。ただし、スポーツリーダー資格及びマスターについては、「認定証」のみ交付する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、別に定めることができる。

附 則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。  
この規程は、平成7年10月1日から施行する。  
この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、公益財団法人日本体育協会の設  
立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。  
この規程は、平成26年7月23日から施行する。

## ◎現行

# 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者登録規程 細則

## 第1条(総則)

本細則は、公益財団法人日本体育協会(以下、「本会」という。)公認スポーツ指導者登録規程(以下「登録規程」という。)第6条に基づき、登録に関して必要な事項について定める。

## 第2条(登録の方法)

資格登録にあたっては、登録規程第3条に基づき、登録申請をおこない、本細則第6条に定める登録料の納入が完了した者を公認スポーツ指導者として認定する。

## 第3条(登録の単位)

登録は、本会公認スポーツ指導者制度に定める資格毎に行うものとする。

2. すでに1資格以上登録している指導者が新たに資格を登録した時には、その新たに登録した資格の有効期限はすでに登録している資格と同一の期日とする。

## 第4条(手続き期間と認定日)

資格登録に係る手続きは、登録認定日以前に完了していなければならない。

2. 登録認定日は、原則として、毎年10月1日付もしくは4月1日付とする。  
3. ただし、一部資格については、手続きの都合上、10月1日付のみとする。

## 第5条(登録番号)

本会公認スポーツ指導者には、登録番号を付与する。登録番号には7桁の数字を用いる。

## 第6条(登録料)

納入する登録料は、全資格共通の基本登録料及び資格毎に設定する資格別登録料の合計金額とする。

2. 初めて当該資格を登録する場合に限り、前項の登録料に加え初期登録手数料を納入する。なお、登録規程第4条第3項に基づき資格を再登録した場合についても初期登録手数料を納入するものとする。  
3. 資格を追加または昇格した場合には、初期登録手数料に加え、新たな資格分の資格別登録料を納入する。ただし、資格別登録料は、資格有効期間相当分とする。  
4. 登録料を変更する際は、事前に登録者に告知するものとする。

## 第7条(資格証明書)

登録規程第5条に定める「登録証」・「認定証」については、新規登録、更新登録、資格の追加または昇格の都度、登録証を発行する。

## 第8条(資格の保留・停止)

本細則第4条に定められた期間内に登録手続きを行わなかった場合、「資格保留」となる。

2. 資格保留期間は有効期限後1年間とし、この間に更新要件を満たした場合、再度登録手続きを行うこ

とができる。

3. 保留後1年間経過した場合、「資格停止」となり、指導者資格は失効し登録手続きを行うことはできない。

## 第9条(資格の再登録)

「資格停止」となった者が再度資格登録を希望する場合、別途定める基準を満たす時には当該資格の再登録申請を行うことができる。

## 第10条(資格の辞退)

資格の辞退手続きは、公認スポーツ指導者本人もしくは代理人から行い、本人の意思を確認できる場合に受理する。

2. 資格を辞退した後、再度登録を希望する場合には、登録規程第4条第3項に定める手続きを行うことにより再登録することができる。

3. 有効期限内に資格を辞退した場合、いかなる理由があっても一度納入された登録料は返還しない。

## 第11条(指導者の個人情報)

公認スポーツ指導者の個人情報は、本会個人情報保護方針に基づき、本会、都道府県体育協会等、協同認定団体及び同団体の都道府県団体等にて共同利用する。

2. その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途「個人情報の取り扱いについて」に定める。

## 第12条(諸変更連絡窓口)

公認スポーツ指導者は、住所、連絡先等の諸情報に変更があった場合は、指導者マイページ・書面・電話等により直ちに本会もしくは関連加盟団体に届け出なければならない。

## 第13条(指導者へのサービス)

公認スポーツ指導者には、下記のサービスを提供する。

- ・本会が発行する指導者向け情報誌及びスポーツ指導者手帳。
- ・本会及び本会加盟団体等が実施する研修事業への参加。
- ・公認スポーツ指導者総合保険制度への個人加入。
- ・公認スポーツ指導者公式需品の購入。
- ・指導者マイページの利用。

## 第14条(その他)

本細則に記載されない事項については、本会にて審議・決定する。

## 第15条(変更)

本細則は、日本体育協会指導者育成専門委員会の議決により変更することができる。

## 附則

本細則は平成24年4月1日制定し、平成24年4月1日付登録より適用する。

本細則は平成26年7月23日より適用する。

## 公認スポーツドクター設置要項

◎創設時(1982年)

## 財団法人日本体育協会公認スポーツドクター制度

財団法人日本体育協会は、「財団法人日本体育協会スポーツ指導者等公認スポーツドクター制度」を制定する。

1. 財団法人日本体育協会は、スポーツドクターを公認する。

(スポーツドクター制度の目的)

2. 公認スポーツドクター制度制定の目的を次の通りとする。

- (1) 広くスポーツ医学を普及・啓蒙すること
- (2) 本会公認スポーツドクターを養成すること
- (3) 本会公認スポーツドクターの組織を整備し、活動の促進を図ること
- (4) 本会公認スポーツドクターの資質の向上を図ること

(スポーツドクターの役割)

3. 本会公認スポーツドクターの役割は次の通りとする。

- (1) スポーツマンの健康管理
- (2) スポーツ障害、スポーツ外傷の診断・治療・予防
- (3) スポーツ参加者の健康診断
- (4) 競技会開催に際しての医事運営
- (5) チームドクターとしての参加

(養成講習会)

4. 本会公認スポーツドクターを養成するための講習会を次の要領で開催する。

- (1) 本講習会を企画・運営するスポーツドクター養成委員会を設置する
- (2) 本講習会の開催要項は、前号の委員会が開催前年度に企画立案し、開催年度に公示する。
- (3) 本講習会のカリキュラムは、別に定める本会公認スポーツドクター養成カリキュラムによる
- (4) 本講習会に参加した者には、それぞれ修得した単位を記入した受講証を交付する

(受講資格)

5. 本講習会に参加する者の受講資格は、日本国の医師免許を有し、かつ本会または本会加盟団体より推薦されたものとする。

(審査)

6. 本会公認スポーツドクターの認定に係わる審査は次の通りとする。

- (1) 本会に本会公認スポーツドクター認定審査委員会を設置する
- (2) 本審査を受ける者は、次の条件を備えているものとする
  - (イ) 本会公認スポーツドクター養成講習会を履修し、所定のカリキュラムの単位を全て修得したもの
  - (ロ) 日本国の医師免許取得後5年以上経過したもの
  - (ハ) スポーツマンを対象とした相当のスポーツ

医学の臨床経験を有するもの

(3) 審査を申請する者につき、第1号の審査委員会が審査を行う

(登録)

7. 本会公認スポーツドクターは、登録によりその資格を取得する。

登録については次の通りとする

- (1) 前項の審査に合格したものは、すみやかに本会に登録を行うものとする
- (2) 登録は所定の登録申請書により、別に定める登録料を添えて行うものとする
- (3) 本会会長は、登録申請受理後、本要項第6項の審査委員会が審査した資格を確認の上「財団法人日本体育協会公認スポーツドクター」として認定し、公認証を交付する。また、その旨を申請者の推薦母体に通知する
- (4) 登録期間は4カ年とする
- (5) 登録期間が満了に達する本会公認スポーツドクターは、満了前までに少なくとも1回の研修会を受講したのち、前各号に準じて登録を行い、登録料を納入して資格の更新を行うものとする

(組織)

8. 本会公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等をはかる組織として、次の協議会を設置する。

- (1) 全国公認スポーツドクター協議会
- (2) 加盟団体スポーツドクター代表者協議会

(特典)

9. 本会公認スポーツドクターは次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が発行するスポーツ医・科学研究報告書刊行物の無料頒布
- (2) 本会ならびに本会加盟団体が実施する海外研修を含む事業への参加資格

(認定の取消)

10. 次の各号に該当するときは、本会公認スポーツドクター資格の認定を取り消すものとする。

- (1) 本要項第7項第5号の登録の更新を行わないとき
- (2) 本会公認スポーツドクターとしてふさわしくないと本会が認めたとき

(付則)

11. この制度は、昭和57年4月1日から実施する。ただし、この制度の制定を前提に昭和52年度以降本会が実施したスポーツ関係臨床医相互研修会に参加し、これを履修し要件を満たした者は、この制度によって養成されたものとみなし、本要項第6項による審査を受ける資格を有するものとする。

## 公益財団法人日本体育協会公認スポーツドクター設置要項

公益財団法人日本体育協会(以下「本会」という)は、「本会公認スポーツ指導者制度」に基づき公認スポーツドクターの育成と活動促進を目的として「本会公認スポーツドクター設置要項」を次の通り定める。

### 1. 役割

スポーツドクターの役割は次の通りとする。

- (1) スポーツ活動を行う者に対する健康管理と競技能力向上の援助。
- (2) スポーツ外傷・障害に対する予防、診断、治療、リハビリテーションなど。
- (3) 競技会等の医事運営並びにチームドクターとしての参加。
- (4) スポーツ医学の研究、教育、普及活動。
- (5) その他上記に準ずる必要な事項。

### 2. 養成

スポーツドクターの養成は、次の講習会によって行う。

#### (1) 講習会の開催

スポーツドクター養成講習会は、本会指導者育成専門委員会スポーツドクター部会が、別に定める本会公認スポーツドクター養成カリキュラム(基礎科目・応用科目)により企画、運営する。

#### (2) 受講資格

受講者は、受講開始年度の4月1日時点で日本国の医師免許を4年以上有し、かつ原則として、本会あるいは本会加盟団体・準加盟団体(以下「本会加盟団体」という)より推薦されたものとする。

#### (3) 受講の免除

講習会の受講者で、日本医師会認定健康スポーツ医に認定された者、または日本整形外科学会認定スポーツ医学研修会の総論Aを修了した者は、それぞれ発行された認定証または、修了証の確認など必要な手続により、講習会における基礎科目25単位の受講を免除することができる。

### 3. 登録資格の審査

審査は次の通りとする。

- (1) 本会スポーツドクター部会で審査する。
- (2) 審査を受けるものは、次の条件を備えなければならない。
  - ① 講習会の全単位(52単位)を修得した者。
  - ② 相当のスポーツ医学の臨床経験を有する者。

### 4. 登録・認定

本会公認スポーツドクターは、登録により認定される。

登録については次の通りとする。

- (1) 前項の審査に合格した者は、「公認スポーツ指導者登録規程」に基づき、指定された期日までに登録手続きを行う。
- (2) 本会は、手続きが完了した者に対し「認定証」及び「登録証」を交付する。
- (3) 登録による認定有効期間は、4年間とする。

### 5. 登録・認定の更新

- (1) 認定の更新をしようとする者は、資格有効期限が切れる6ヶ月前までに本会が定める研修を修了し、前項に準じた登録手続きを行う。
- (2) 前号の研修は、本会スポーツドクター部会が別に定める。

### 6. 組織

公認スポーツドクター相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を図る組織として、加盟団体スポーツドクター代表者協議会を設置する。

### 7. 特典

公認スポーツドクターは、次の特典を受けることができる。

- (1) 本会が発行する情報誌やスポーツ医・科学研究報告書などの無料配布。
- (2) 本会ならびに本会加盟団体が実施する海外研修などを含む事業への参加資格。

### 8. 認定の保留、停止、取り消し

本会公認スポーツドクターの認定保留、停止、取消については「公認スポーツ指導者登録規程」及び同細則に基づくものとする。

### 附則

この設置要項は、昭和57年4月1日から施行する。

但し、この要項の制定を前提に昭和52年度以降本会が実施したスポーツ関係臨床医相互研修会に参加し、これを履修し条件を満たした者はこの要項によって養成されたものとみなし、本要項第3項による審査を受ける資格を有するものとする。

この設置要項改訂は、平成3年4月1日から施行する。

この設置要項改訂は、平成11年3月8日から施行する。

この設置要項改訂は、公益財団法人日本体育協会設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

この設置要項改訂は、平成26年3月7日制定し、平成26年4月1日から施行する。

## 全国スポーツ指導者連絡会議運営規則

◎創設時(1979年)

### 財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議運営規則

(総則)

第1条 この規則は、財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という)が、公認スポーツ指導者制度に基づいて開催する全国スポーツ指導者連絡会議(以下「全国会議」という)の運営に関することを定める。

(目的)

第2条 全国会議は、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため、公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびにスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(協議事項)

第3条 全国会議は前条の目的を達成するため、次の各号について協議する。

- 一 スポーツ指導者の研修および資質の向上に関すること。
- 二 スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- 三 スポーツ指導者の社会的地位の向上に関すること。
- 四 スポーツ指導者の安全対策に関すること。
- 五 スポーツ指導者育成策の研究ならびに建議に関すること。
- 六 スポーツ技術および指導法の研究と開発に関すること。
- 七 各都道府県スポーツ指導者協議会ならびに日本体育協会加盟競技団体の普及指導部門との連絡調整に関すること。
- 八 その他、各前号に関連すること。

(構成)

第4条 全国会議は次の各号に掲げる代表および日本体育協会国民スポーツ委員会をもって構成する。

- 一 都道府県スポーツ指導者協議会の代表、47名(都道府県ごとに1名)
- 二 日本体育協会加盟競技団体の普及部門の代表、38名(加盟競技団体ごとに1名)

(会議の開催)

第5条 全国会議は年1回以上開催とする。  
2 全国会議の議事は出席した構成員の合意で決定する。

(幹事会)

第6条 全国会議に幹事会をおく。  
2 幹事会は幹事および日本体育協会国民スポー

- ツ委員会指導者組織小委員をもって構成する。  
3 幹事会は指導者問題に関する研究協議を行なうとともに、全国会議および関連諸会議の開催についての企画立案ならびに準備運営にあたる。  
4 幹事会は随時これを開催する。  
5 幹事会の議事は、第2項および第3項の出席者の合意で決定する。

(代表ならびに幹事)

第7条 第4条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツ指導者協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、日本体育協会に届出る。  
2 第4条第2号に定める代表は、日本体育協会の各加盟競技団体が選任し、日本体育協会に届出る。  
3 前条第2項に定める幹事は全国会議において次の各号より互選する。  
一 第4条第1号に定める代表のうちから日本体育協会加盟団体規程第3条の地域区分毎に1名(関東地域は2名)  
二 第4条第2号に定める代表のうちから10名以内  
4 前項により幹事に互選された者は代表の資格を喪う。その場合は、その者の属する都道府県スポーツ指導者協議会あるいは加盟競技団体が第1項または第2項に準じて後任を選任する。  
5 代表ならびに幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事長)

第8条 幹事は互選で幹事長を決める。幹事長は、日本体育協会国民スポーツ振興事業担当理事との協議の上、全国会議および幹事会を招集してその議長となる。

(運営規則の変更)

第9条 この規則は全国会議の合意を得たのち、日本体育協会国民スポーツ委員会の承認を受けて変更することができる。

付則

- 1 この規則は昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行当初における都道府県スポーツ指導者協議会の代表のうちから互選する幹事は第7条第3項の規定に拘らず下表に掲げる者(略)が昭和54年4月1日に同条同項により互選されたものとみなす。



## 公益財団法人日本体育協会全国スポーツ指導者連絡会議運営規則

(総則)

第1条 この規則は、公益財団法人日本体育協会(以下「日本体育協会」という)が、公認スポーツ指導者制度に基づいて開催する全国スポーツ指導者連絡会議(以下「全国会議」という)の運営に関することを定める。

(目的)

第2条 全国会議は、公認スポーツ指導者制度の発展とその円滑な運営のため公認スポーツ指導者相互の連帯と、資質、指導力の向上ならびにスポーツ指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

(構成)

第3条 全国会議は、公認スポーツ指導者及び日本体育協会加盟競技団体等の指導者養成部門の代表者で構成する。

(協議事項)

第4条 全国会議は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツ指導者の研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツ指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツ指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツ指導者の安全対策に関すること。
- (5) スポーツ指導者育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ技術および指導法の研究と開発に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツ指導者協議会ならびに日本体育協会加盟競技団体および協力団体の指導者養成部門との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

(会議の出席者)

第5条 全国会議は、次の各号に掲げる代表および日本体育協会指導者育成専門委員会委員をもって開催する。

- (1) 公認スポーツ指導者で組織する都道府県スポーツ指導者協議会の代表各1名
- (2) 日本体育協会加盟競技団体の指導者養成部門の代表各1名
- (3) 日本体育協会と指導者養成を協同実施している団体の指導者養成部門の代表各1名
- (4) 日本体育協会加盟関係スポーツ団体指導普及部門の代表各1名。

(会議の開催)

第6条 全国会議は、年1回以上開催する。  
2. 全国会議の議事は、出席者の合意で決定する。  
3. 全国会議および幹事会の業務主体は、日本体育協会とする。

(幹事会)

第7条 全国会議に幹事会を置く。  
2. 幹事会は、幹事および日本体育協会指導者育成専門委員会委員若干名をもって構成する。  
3. 幹事会は、指導者問題に関する研究協議を行なうとともに、全国会議および関連諸会議の開催

についての企画立案ならびに準備運営にあたる。

4. 幹事会は、随時これを開催する。
5. 幹事会の議事は、出席者の合意で決定する。

(代表ならびに幹事)

第8条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツ指導者協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、日本体育協会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、日本体育協会の各加盟競技団体が選任し、日本体育協会に届出る。
3. 第5条第3号に定める代表は、日本体育協会の各協力団体が選任し、日本体育協会に届出る。
4. 前条第2項に定める幹事は、全国会議において次の各号により互選する。

(1) 第5条第1号に定める代表のうちから日本体育協会加盟団体規程第4条の地域区分毎に1名(関東地域は2名)

(2) 第5条第2号に定める代表のうちから10名以内

5. 前項により幹事に互選された者は、代表の資格を失う。その場合は、その者の属する都道府県スポーツ指導者協議会、あるいは加盟競技団体が第1項または第2項に準じて後任を選任する。
6. 代表ならびに幹事の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(幹事長および副幹事長)

第9条 幹事は、互選で幹事長および副幹事長を決める。幹事長は、日本体育協会指導者育成専門委員会委員長と協議の上、全国会議および幹事会を招集してその議長となる。副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。

(運営規則の変更)

第10条 この規則は全国会議の合意を得たのち日本体育協会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

付則

1. この規則は昭和54年4月1日から施行する。
2. この規則施行当初における都道府県スポーツ指導者協議会の代表のうちから互選する幹事は、第7条第3項の規定に拘らず下表に掲げる者(略)が、昭和54年4月1日に同条同項により互選されたものとみなす。
3. この規則改正(幹事長および副幹事長)は昭和60年8月7日から施行する。
4. この規則改正(国民スポーツ専門委員会)は、平成2年1月24日から施行する。
5. この規則改正(指導者育成専門委員会)は、平成3年4月1日から施行する。また、本規程に定める加盟団体とは準加盟団体も含むこととする。
6. この規則改正(協力団体)は、平成7年3月29日から施行する。
7. この規則改正(構成および会議の出席者)は、平成16年3月2日から施行する。
8. この規則改正は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
9. この規則改正(会議の出席者)は、平成27年3月5日から施行する。

資料  
1-5

## アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

◎現行

## 日本体育協会アスレティックトレーナー連絡会議運営規則

(目的)

第1条

アスレティックトレーナー相互の連携を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等について協議するため、アスレティックトレーナー連絡会議(以下「連絡会議」という)を開催する。

(構成)

第2条

連絡会議は、次の各号に掲げる有資格者の代表、トレーナー部会委員および学識経験者をもって構成する。

- (1) 競技団体所属の有資格者
- (2) 都道府県体育協会所属の有資格者
- (3) プロスポーツ団体等所属の有資格者
- (4) 日本体育協会所属の有資格者

また、その選任は、日本体育協会決定する。

(運営委員会)

第3条

連絡会議に運営委員会を置き、連絡会議の協議内容等の企画、立案及び準備、運営にあたる。

2. 運営委員は、第2条に掲げる者の中から20名程度を日本体育協会が選任する。
3. 運営委員の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会終結

の時までとする。ただし、再任を妨げないものとし、任期終了後も次期運営委員が就任するまではその権利・義務を有するものとする。

(会議)

第4条

連絡会議は、年1回以上開催し、運営委員会は、随時これを開催する。

(運営委員長および副委員長)

第5条

運営委員は、互選で運営委員長および副委員長を選出する。

2. 運営委員長は、日本体育協会・トレーナー部会と協議の上、連絡会議及び運営委員会を招集して、その議長となる。
3. 運営副委員長は、運営委員長を補佐し、運営委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(規則の変更)

第6条

この規則は、日本体育協会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することが出来る。

付則 この規則は、平成11年11月26日から施行する。  
平成17年11月25日改定  
平成27年11月26日改訂

資料  
1-6

## スポーツドクター代表者協議会運営規則

◎創設時

## 財団法人日本体育協会加盟団体スポーツドクター代表者協議会運営規則

(総則)

第1条

この規則は、財団法人日本体育協会(以下「本会」という)が、「財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づいて開催する加盟団体スポーツドクター代表者協議会(以下「協議会」という)の運営に関することを定める。

(目的)

第2条

協議会は、本会公認スポーツドクター(以下「スポーツドクター」という)相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を促進するための方策について協議することを目的とする。

(構成)

第3条

協議会は、本会加盟(準加盟)団体の医事組織等の代表者で構成する。

(協議事項)

第4条

協議会は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツドクターの研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツドクターの交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツドクターの社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツドクターの安全対策に関すること。
- (5) スポーツドクター育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ医学の研究、教育、普及活動に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織、ならびに本会加盟(準加盟)競技団体の医事組織との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

(会議の出席者)

第5条

協議会は、次の各号に掲げる代表および本会

指導者育成専門委員会スポーツドクター部会（以下「スポーツドクター部会」という）部会員をもって開催する。ただし代表が欠席の場合は、その代理を出席者とする。

- (1) スポーツドクター等で組織する各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織の代表各1名
- (2) 本会加盟（準加盟）競技団体の医事組織等の代表各1名

（会議の開催）

第6条 協議会は、年1回以上開催する。

2. 協議会の議事は、出席者の合意で決定する。
3. 協議会の業務主体は、日本体育協会とする。

（代表）

第7条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツドクター協議会が選任し、当該都道府県

体育協会の認証を受けて、本会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、本会加盟（準加盟）競技団体が選任し、本会に届出る。
3. 代表の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

（運営）

第8条 協議内容等の企画、立案及び準備、運営はスポーツドクター部会が行う。

2. スポーツドクター部会部会長は協議会を招集して、その議長となる。

（運営規則の変更）

第9条 この規則は協議会の合意を得たのち本会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1. この規則は平成19年5月25日から施行する。

## ◎現行

# 公益財団法人日本体育協会加盟団体スポーツドクター代表者協議会運営規則

（総則）

第1条 この規則は、公益財団法人日本体育協会（以下「本会」という）が、「公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に基づいて開催する加盟団体スポーツドクター代表者協議会（以下「協議会」という）の運営に関することを定める。

（目的）

第2条 協議会は、本会公認スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という）相互の連絡を密にし、活動促進、相互研修、情報交換、広報活動等を促進するための方策について協議することを目的とする。

（構成）

第3条 協議会は、本会加盟（準加盟）団体の医事組織等の代表者で構成する。

（協議事項）

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため次の各号について協議する。

- (1) スポーツドクターの研修および資質の向上に関すること。
- (2) スポーツドクターの交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) スポーツドクターの社会的地位の向上に関すること。
- (4) スポーツドクターの安全対策に関すること。
- (5) スポーツドクター育成策の研究ならびに建議に関すること。
- (6) スポーツ医学の研究、教育、普及活動に関すること。
- (7) 各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織、ならびに本会加盟（準加盟）競技団体の医事組織との連絡調整に関すること。
- (8) その他前各号に関連すること。

（会議の出席者）

第5条 協議会は、次の各号に掲げる代表および本会

指導者育成専門委員会スポーツドクター部会（以下「スポーツドクター部会」という）部会員をもって開催する。ただし代表が欠席の場合は、その代理を出席者とする。

- (1) スポーツドクター等で組織する各都道府県スポーツドクター協議会かそれに代わる組織の代表各1名
- (2) 本会加盟（準加盟）競技団体の医事組織等の代表各1名

（会議の開催）

第6条 協議会は、年1回以上開催する。

2. 協議会の議事は、出席者の合意で決定する。
3. 協議会の業務主体は、日本体育協会とする。

（代表）

第7条 第5条第1号に定める代表は、各都道府県スポーツドクター協議会が選任し、当該都道府県体育協会の認証を受けて、本会に届出る。

2. 第5条第2号に定める代表は、本会加盟（準加盟）競技団体が選任し、本会に届出る。
3. 代表の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

（運営）

第8条 協議内容等の企画、立案及び準備、運営はスポーツドクター部会が行う。

2. スポーツドクター部会部会長は協議会を招集して、その議長となる。

（運営規則の変更）

第9条 この規則は協議会の合意を得たのち本会指導者育成専門委員会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1. この規則は平成19年5月25日から施行する。
2. この規則は平成23年4月1日から施行する。

## 公認スポーツ指導者等表彰要項

◎現行

## 公益財団法人日本体育協会公認スポーツ指導者等表彰要項

## 1. 趣旨

永年にわたりスポーツ指導者として、スポーツの指導育成及び組織化、競技力の向上、公認スポーツ指導者制度の発展その他国民スポーツの振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績があった者を表彰し、その功に報いるとともに、将来のスポーツ界を担う若手指導者の奨励を通じて、今後における公認スポーツ指導者制度の一層の発展に資する。

## 2. 表彰の基準

表彰の対象は、以下の各号の基準を満たす者とし、第1号から第4号までは公認スポーツ指導者とする。

## (1) 永年表彰

公認スポーツ指導者資格登録認定後、通算15年以上にわたりスポーツの指導育成及び組織化等に尽力し、顕著な功績が認められ、原則として所属する中央・都道府県・市区町村の各競技団体若しくは都道府県・市区町村体育(スポーツ)協会、又は国・地方公共団体から表彰を受けた者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

## (2) 優秀選手育成賞

公認スポーツ指導者として、競技の普及や競技力の向上に尽力し、前年度に開催されたオリンピック競技大会、アジア競技大会又はこれに準じる国際大会において、優秀な成績をあげた選手を育成指導してきた者。ただし、過去において同一選手の成績に基づき本基準による表彰を受けたことがない者であること。

## (3) 若手指導者奨励賞

受賞年度に満30歳以下の者のうち、今後、当該推薦団体において中心的な役割を担うことが期待される者。ただし、過去において本基準による表彰を受けたことがない者であること。

## (4) 退任感謝状

おおむね15年以上にわたりスポーツの指導育成に貢献し、特に顕著な功績を残し退任した公認スポーツ指導者

## (5) 特別功労表彰

公認スポーツ指導者制度の確立及び発展などのために貢献し、顕著な功績があるとして本会が特に認めた者、並びに公認スポーツ指導者として特に模範となる功績を上げた者と本会が特に認めた者。

## 3. 候補者の推薦

候補者の推薦は、次の各号により行うものとする。

- (1) 前項第1号に定める候補者については、加盟都道府県体育(スポーツ)協会及び加盟中央競技団体が、別に定める様式により推薦を行うものとする。この場合、都道府県体育(スポーツ)協会については、前年度公認スポーツ指導者登録者数500名まで1名、以下500名までを越えるごとに1名を増やした人数を、中央競技団体については、1団体3名以内を推薦することができる。
- (2) 前項第2号および第3号に定める候補者については、加盟中央競技団体が別に定める様式により推薦を行うものとする。
- (3) 前項第4号に定める候補者については、加盟団体が特に必要と認めた場合に推薦を行うものとする。
- (4) 前項第5号に定める候補者については、本会が直接推薦を行うものとする。

## 4. 被表彰者の決定

被表彰者は、本会会長が指導者育成専門委員会の審査を経て、決定するものとする。ただし、前項第4号については、加盟団体長にその審査を委任することができる。

## 5. 表彰の方法

表彰の基準第1号、第2号、第4号、第5号については、本会会長が表彰状又は感謝状を授与する。

表彰の基準第3号については、本会指導者育成専門委員会委員長が表彰状を授与する。

## 6. 附則

この要項は平成7年5月16日から施行する。

この要項は平成11年3月8日から施行する。

この要項は平成19年8月22日から施行する。

この要項は公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

この要項は平成27年9月24日から施行する。

## 公認スポーツ指導者処分基準

◎現行

## 日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準

(目的)

- この基準は、公益財団法人日本体育協会倫理規程第5条第1項第4号に基づき、公認スポーツ指導者(以下「公認指導者」という。)に対し行う処分に関し、その内容を決定するに当たって必要な事項を定める。(違反行為)
- この基準において違反行為とは、公認指導者として遵守する義務のある公益財団法人日本体育協会倫理規程第4条に違反する行為をいう。

公益財団法人日本体育協会倫理規程(抜粋)  
(遵守事項)

- 第4条 役職員等及び登録者等は、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別及びドーピング等薬物乱用などの不適切な行為を絶対に行ってはならない。
- 役職員等及び登録者等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
  - 役職員等及び登録者等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや幹旋・強要をしてはならない。
  - 役職員等及び登録者等は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準及び補助先、助成先等が指定する経理処理要項等に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
  - 役職員等及び登録者等は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
  - 役職員等及び登録者等は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(処分の種類、内容)

- 前項に定める違反行為を行った際に、当該公認指導者に科す処分の種類と内容は、次のとおりとする。
  - 注意  
違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とする。主として、偶発的な違反行為に対して課す。
  - 嚴重注意  
違反行為について文書で注意し、反省文を提出させる。反省を促すとともに再発防止を目的とするものであるが、処分後、同様の事案が発生した場合は資格停止となることを通告する。主として、継続的あるいは悪質な違反行為に対して課す。
  - 資格停止  
文書での通知を以って、一定期間資格を停止し、再教育プログラムを課す。資格停止期間に幅があるため、軽微な違反行為から重い違反行為にまで適用する。継続的かつ悪質な違反行為、あるいは軽微とはいえない実害が生じている違反行為

に課す。

(4) 資格取消し

文書での通知を以って、保有資格を取り消し、資格取得のための講習会における共通科目・専門科目の修了も無効とする。

大きな被害が生じていたり、被害者がスポーツ活動を中止した場合など、重大な違反行為に課す。

(処分の決定に係る基本的な考え方)

- 違反行為に対する処分は、相当性の原則から、その違反行為の内容・結果を踏まえて、それに相当する処分内容を決定することとする。
- 処分内容を決定するに当たっては、違反行為の態様や加害者と被害者の関係性、結果の重大性、被害者の心理的負荷・スポーツ活動への影響、日頃のスポーツ活動における態度等も含め情状その他考慮すべき事情の有無及びその内容、過去に処分した同種事案に対する処分内容との均衡等を総合的に考慮することとする。
- 前二項の基本的な考え方を踏まえて、代表的な違反行為について標準的な処分内容を別表として示す。
- 処分は別表に記載の標準例に基づき行うこととする。しかし、実際の処分決定に当たっては、別表の処分内容を形式的・機械的に適用するのではなく、個別の事案に応じた適切な処分が行われるよう努めることとする。
- 別表に示していない違反行為についても、処分の対象となり得るものである。この場合、第4項、第5項に掲げる基本的な考え方を踏まえるとともに、別表の標準的な処分内容を参考にしつつ判断することとする。

(処分決定機関)

- 処分の決定は、日本体育協会指導者育成専門委員会(以下「専門委員会」という。)内に設置する処分審査会において決定する。

(再教育プログラム)

- 資格取消処分を受けた者で公認指導者資格を再取得しようとする者または資格停止処分を受けた者(停止期間は問わない)で公認指導者資格を回復しようとする者は、専門委員会が実施する再教育プログラム(反省文の提出、倫理に関する研修等)を受講し、修了しなければならない。
- 資格停止処分を受けた者が再教育プログラムを受講・修了したときは、処分審査会において、被害者との示談の有無、被害者の宥恕、反省の程度、再教育プログラムの受講結果、受講態度等の事情を考慮して、当初の資格停止期間の半分を下回らない限度で、当初の資格停止期間を短縮することができる。
- 前二項における再教育プログラムの内容及びその修了判定については専門委員会決定する。

(基準の改廃)

- この基準の改廃は、専門委員会の決議を経て行う。(施行日)
- 本基準は、平成26年7月23日より施行する。

## 日本体育協会公認スポーツ指導者処分基準別表

表 1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為(暴力・体罰)

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格停止6か月
被害者が全治1か月未満の傷害を負った	資格停止12か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治1か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><b>〈考慮すべき要素〉</b></p> <p>①違反行為の態様(故意か過失か・暴行の程度・内容・部位、回数や継続性、被害者数等)</p> <p>②加害者の地位・立場、被害者との関係</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者の身体的負荷の程度(暴行にとどまるか傷害や死亡に至ったか)</p> <p>⑥被害者の心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無等を含む)</p> <p>⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む)</p> <p>⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑨被害者の言動、態度等</p> <p>⑩加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等)</p> <p><b>〈加重・軽減要素の例〉</b></p> <p>○加重要素(処分内容を重くする)</p> <p>加害者あるいは被害者が複数の場合、傷害の程度が重度な場合、傷害により選手生命が短縮される・スポーツ活動の継続が困難になるなど重大なスポーツ権の侵害があった場合、退部・転校・不登校など被害者の日常生活に大きな影響を与えた場合、複数回又は継続的に行われていた場合等</p> <p>○軽減要素(処分内容を軽減する)</p> <p>真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等</p>	

表2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等(以下「暴言等」)心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	嚴重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><b>〈考慮すべき要素〉</b></p> ①違反行為の態様(故意か過失か、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む) ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等) <p><b>〈加重・軽減要素の例〉</b></p> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、用いられた暴言内容や暴力の程度が重い場合、暴言等を行った期間が長い場合や回数が多い場合、被害者が未成年の場合等。 ○軽減要素 真摯に反省している、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等 <p><b>【本基準を準用しうる類似事案】</b>                      指導者が、特定の者を無視したり、正当な理由なく練習させない等、指導者の立場を利用した嫌がらせ行為</p>	

表3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><b>〈考慮すべき要素〉</b></p> ①違反行為の態様(故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度 ⑥被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む) ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等) <p><b>〈加重・軽減要素の例〉</b></p> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、わいせつ行為を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	



表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辞、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動(以下「性的言動」という)

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な障害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><b>〈考慮すべき要素〉</b></p> ①違反行為の態様(故意か過失か・身体的接触の有無・程度・部位、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む) ⑥被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑦加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑧被害者の言動、態度等 ⑨加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等) <p><b>〈加重・軽減要素の例〉</b></p> ○加重要素 加害者あるいは被害者が多数いる場合、暴言や暴力など他の違反行為も併せて行った場合、被害者が未成年である場合、性的言動を行った期間が長い場合や回数が多い場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立、解雇・退職等他で制裁を受けている場合等	

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導(以下「不適切な指導」という。)

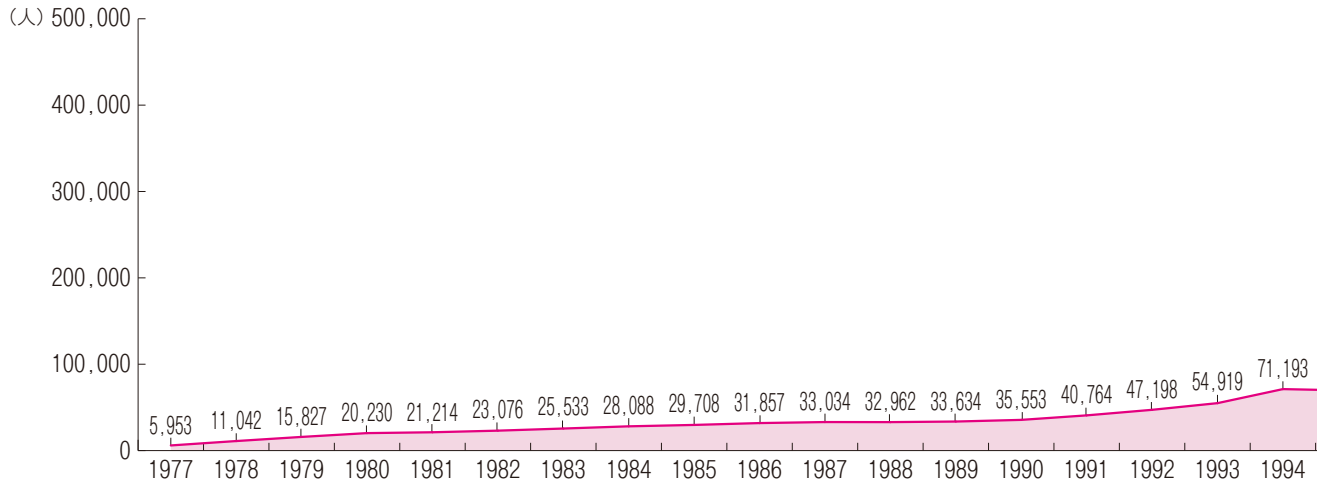
違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格停止12か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し
<p><b>〈考慮すべき要素〉</b></p> ①違反行為の態様(故意か過失か・身体的接触の有無・程度、暴行の有無・内容、回数や継続性、被害者数等) ②加害者の地位・立場、被害者との関係 ③加害者の人数 ④違反行為による結果や影響 ⑤被害者における身体的負荷の程度(外傷・スポーツ障害発生の有無・程度等) ⑥被害者における心理的負荷の程度(自殺や精神疾患の発生の有無を含む) ⑦被害者の人数、被害者のスポーツ活動への影響の程度(スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む) ⑧加害者の動機、違反行為に至る経緯 ⑨被害者の言動、態度等 ⑩加害者の事後の対応(反省、被害者への謝罪等) <p><b>〈加重・軽減要素の例〉</b></p> ○加重要素 不適切な指導であることを知っていながら不適切な指導を行った場合、加害者あるいは被害者が多数いる場合、傷害や後遺障害の程度が重度であれば重くなる、不適切な指導を行った期間が長い場合、選手生命が短縮された場合等 ○軽減要素 真摯に反省している場合、示談の成立等	

表6. 所属クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消し
<p><b>〈考慮すべき要素〉</b></p> <p>①違反行為の態様（故意か過失か、程度、回数や継続性、被害額等）</p> <p>②加害者の地位・立場</p> <p>③加害者の人数</p> <p>④違反行為による結果や影響</p> <p>⑤被害者のスポーツ活動への影響の程度（スポーツ活動の休止・停止の状況や所属クラブ・チーム等からの退会の有無等を含む）</p> <p>⑥加害者の動機、違反行為に至る経緯</p> <p>⑦加害者の事後の対応（反省、関係者への謝罪、被害の回復・弁償等）</p> <p><b>〈加重・軽減要素の例〉</b></p> <p>○加重要素 不適切な経理処理であることを知っていながら不適切な経理処理を行った場合、加害者が多数いる場合、被害額の程度が高額であれば重くなる、不適切な経理処理を行った期間が長い場合等</p> <p>○軽減要素 真摯に反省している場合、被害の弁償、示談の成立等</p>	

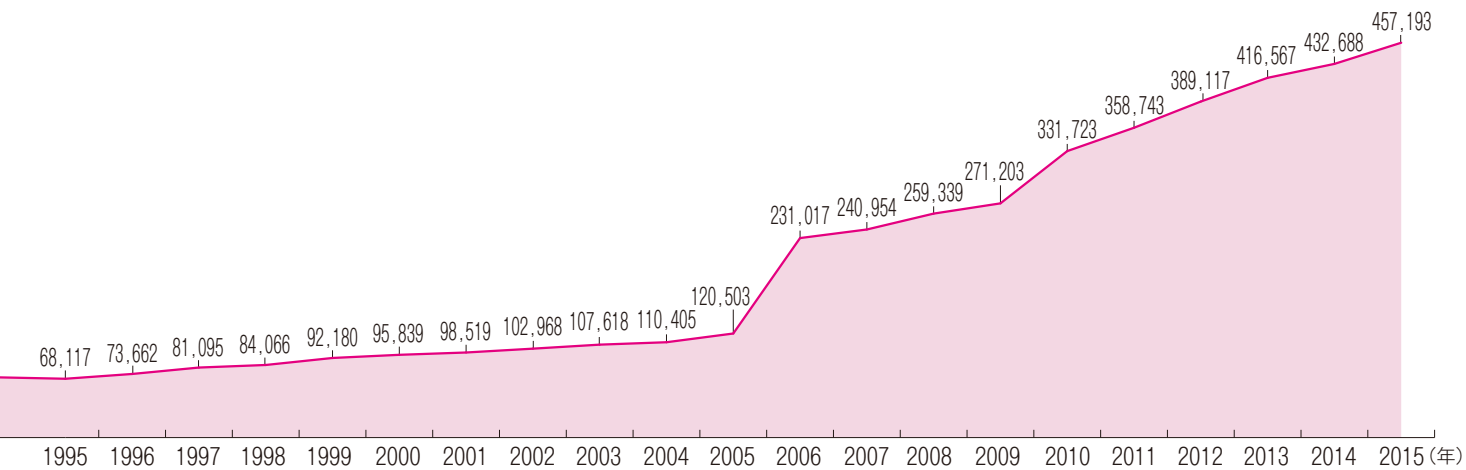
資料  
4-2

## 日本体育協会公認スポーツ指導者登録者数推移



	Phase2																	
	1977	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994
登録指導者総数	5,953	11,042	15,827	20,230	21,214	23,076	25,533	28,088	29,708	31,857	33,034	32,962	33,634	35,553	40,764	47,198	54,919	71,193
スポーツトレーナー 2級	1,059	1,381	1,519	1,530	607	1,071	1,025	1,014	910	904	897	945	932	815	769	719	585	568
スポーツトレーナー 1級	636	875	854	860	1,108	548	531	518	462	445	451	467	512	411	400	392	328	311
コーチ (1977年改訂)		19	231	407	731	981	1,318	1,532	1,712	1,835	2,089	2,100	1,751	1,466	927	473	360	244
上級コーチ (1977年改訂)		209	598	863	910	1,036	1,054	1,175	1,286	1,432	1,536	1,622	1,415	1,383	807	625	455	288
C級コーチ													484	760	1,296	1,747	1,846	2,407
B級コーチ													333	389	939	1,281	1,422	1,570
A級コーチ													40	89	289	351	380	522
コーチ (2005年改訂)																		
上級コーチ (2005年改訂)																		
スポーツ指導員	4,258	8,558	12,625	16,570	17,858	19,406	21,532	23,625	24,915	26,512	27,230	26,518	20,194	13,234	8,957	6,472	4,483	3,667
C級スポーツ指導員													6,428	15,124	21,204	28,668	31,480	39,923
B級スポーツ指導員															1,158	3,199	8,435	11,405
A級スポーツ指導員																	1	817
指導員																		
上級指導員																		
C級教師															1,717	2,895	3,258	3,448
B級教師																255	656	797
A級教師																	35	131
教師																		
上級教師																		
スポーツドクター						34	73	224	423	729	831	1,310	1,545	1,882	2,301			2,722
アスレティックトレーナー																		
スポーツ栄養士																		
スポーツデンティスト																		
スポーツプログラマー 1種 (スポーツプログラマー)																121	602	1,169
スポーツプログラマー 2種 (フィットネストレーナー)																	231	418
少年スポーツ指導員																	304	675
少年スポーツ上級指導員																	58	111
ジュニアスポーツ指導員																		
スポーツリーダー																		
アシスタントマネジャー																		
クラブマネジャー																		

※公認スポーツ指導者登録制度がスタートした1977(昭和52)年は登録申請者数。1978(昭和53)年以降は登録者数  
 ※1982(昭和57)年以降は実人数。それ以前は複数資格の保有による重複あり



Phase3										Phase4										
1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
68,117	73,662	81,095	84,066	92,180	95,839	98,519	102,968	107,618	110,405	120,503	231,017	240,954	259,339	271,203	331,723	358,743	389,117	416,567	432,688	457,193
517	697	599	550	521	510	419	405	395	367		191	186	179	169	156	146	142	128	85	82
269	415	341	311	288	294	258	239	235	228		106	100	97	81	72	68	65	55	36	32
147	162	135	75	68	135	96	85	51	41											
159	195	154	122	108	165	152	97	70	64											
2,525	3,670	5,172	5,918	6,236	6,572	6,790	7,422	7,911	8,177											
1,574	2,121	2,138	2,164	2,190	2,249	2,405	2,507	2,551	2,498											
529	636	807	832	804	795	795	808	824	774											
										8,569	9,097	9,733	10,243	11,412	12,263	12,989	13,984	14,988	15,421	16,525
										3,560	3,853	3,777	4,175	4,409	4,589	4,708	4,961	5,092	5,106	4,996
2,724	2,417	2,014	1,706	1,388	1,510	1,244	1,130	962	863											
37,228	37,487	38,300	43,781	46,020	48,010	51,792	55,260	59,198	61,195											
12,145	13,028	13,831	13,403	14,757	15,109	13,807	13,453	13,537	13,615											
2,174	2,981	3,625	4,065	4,587	4,627	4,449	4,505	4,418	4,357											
										73,180	76,056	78,486	80,224	85,678	90,248	94,341	99,468	104,309	101,256	104,653
										15,772	15,084	14,864	14,804	14,857	14,568	14,672	15,247	14,784	13,150	12,924
3,293	3,359	3,387	3,304	3,211	3,202	3,150	3,245	3,132	3,090											
804	905	853	853	770	838	827	811	735	724											
255	370	460	499	530	611	619	613	555	575											
										3,317	3,582	3,662	3,670	3,802	3,803	3,758	3,904	3,830	3,431	3,350
										1,603	1,828	1,786	1,770	1,678	1,649	1,597	1,609	1,549	1,380	1,355
		3,371		3,727	3,841	3,992	4,057	4,195	4,370	4,504	4,697	4,837	5,006	5,195	5,286	5,390	5,471	5,502	5,596	5,656
45	249	272	305	351	379	469	542	623	702	776	879	997	1,131	1,356	1,493	1,595	1,861	2,078	2,324	2,623
														14	35	65	92	127	152	172
																				67
1,608	2,004	2,253	2,466	2,719	2,947	3,122	3,479	3,747	3,996	4,107	4,243	4,460	4,531	4,715	4,679	4,675	4,858	4,759	3,848	3,718
792	1,069	1,150	1,224	1,205	1,206	1,132	1,118	1,088	1,065	1,046	989	886	814	796	770	701	726	684	551	517
1,168	1,668	1,971	2,187	2,368	2,481	2,614	2,804	2,932	3,245											
161	229	262	301	332	358	387	388	459	459											
										3,625	3,794	4,100	4,266	4,589	4,801	4,902	5,286	5,436	4,623	4,622
										106,180	112,076	126,884	130,525	184,935	205,740	226,999	247,824	269,843	289,930	
										444	438	965	1,449	1,794	2,208	3,166	4,155	5,096	5,512	5,578
											39	96	133	168	230	289	326	374	393	

## 日本体育協会指導者育成50周年記念事業実行委員会

委員長 監物 永三  
委員 知念 かおる  
委員 葛西 順一  
委員 松尾 哲矢  
委員 佐々木 秀幸\*  
委員 笠原 一也\*  
委員 鴨門 義夫\*  
(\*は本誌編集委員を兼務)

### [参考文献、資料]

- ・日本体育協会・日本オリンピック委員会 100年史 (2012)
- ・日本体育協会 75年史 (1986)
- ・体協時報 (第1号～第487号)
- ・指導者のためのスポーツジャーナル (第1号～第291号)
- ・SPORTS JAPAN (第1号～第22号)
- ・東京オリンピック選手強化対策本部報告書 (1965)
- ・東京オリンピックスポーツ科学研究報告 (1965)
- ・公認スポーツ指導者海外研修報告書(昭和53年度～平成13年度)
- ・公認スポーツ指導者オフィシャルブック(オフィシャルガイド)

指導者育成 **50**年のあゆみ 1965-2015



スポーツ振興くじ助成事業

2016 (平成 28) 年 3 月 31 日発行

発行  
公益財団法人 日本体育協会  
〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館

制作印刷  
広研印刷株式会社

制作協力  
株式会社走狗



**SPORTS**  
JASA OFFICIAL LICENSE

**50<sup>th</sup>**

スポーツを未来へ継承する

指導者育成

**50**

年のあゆみ

1965-2015